

こども誰でも通園制度の制度化、
本格実施に向けた検討会（第4回）

参考資料3

令和6年12月26日（木）

こどもまんなか
こども家庭庁

第3回検討会における主なご意見

第3回検討会での主なご意見

- 提供時間の全体の状況を見ながら、前向きに、（10時間を）超えても妨げないということと検討していただきたい。前回は言ったが、面接の時間に関しても、考えていただけたらと思う。
- 利用可能時間について、令和7年度については月10時間で試行して、令和8年度の給付化に向けて利用時間の在り方について検討していくということに賛同する。
- 月10時間を超えてそれぞれの自治体の実情に応じて設定することは妨げないということ自体は問題ないと思っているが、利用可能時間数をこどもの年齢に応じて設定するという考え方の必要性はないか。年齢が変わると、保育士等とのかかわり方も変わってくる。一律の時間数ということよりも、こどもの年齢に応じた時間数の設定を考えることも必要ではないかと思っている。
- 月10時間については、何度も申し上げているところだが、やはり都市部と過疎部では違う、地域の実情に応じてというようなことを、大変ありがたいなと思う一方、ある人に説明をしたところ、「じゃあ、国は量より質を求めているのですね」と言われて、それはちょっと難しいなと感じた。この事業は質を重んじなければ一時預かり事業と同じになってしまう。であれば、地域の実情に応じてというのは分かるが、国としては質を求めているのだということを明確に示していただきたいと思っている。
- 10時間以上についても、国において適切な財源手当てをしていただいた上で、「各市町村の提供体制に応じて利用時間を独自に設定する」という仕組みに変えていただきたいと考えている。

第3回検討会での主なご意見

【①対象となる施設について】

- 対象施設や事業を限定せず、適切に事業が実施できる施設であれば認めるということにも賛成する。ただ、国のほうは幅広くしているが、自治体レベルでは、限定されてしまうということがみられるので、適切な運営と配置基準が守られているこれまで実績のある事業所が、こういった取組に参入できるような体制というものをお願いしたい。
- 対象施設については、冒頭、「多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず」とあり、ここがポイントだと思う。「認可基準については適切に設定する」とあるが、参考資料で「試行自治体の実施箇所数が増えている」ことを確認できるとともに、公立幼稚園での試行が開始されたことを事務局から聞いた。民間を含めて幼稚園での実施の拡充をはじめ、こどもに身近で、それぞれのこどもの特性に応じた保育を実践してきた「多様な主体の参画」が有意義と考える。

【②対象となる子どもについて】

- 対象となるこどもの年齢は6か月からとなっているが、虐待死はより早期の発生が多い状況なので、病院から退院後、伴走型の相談支援に加えて、こども誰でも通園を利用できることで支援の輪が広がって、安心した子育てにつながるのではないかと思う。57日からという意見もありますが、その場合、原則、安全のため親子通園が望ましいと思います。今後この検討をぜひよろしくお願い致します。
- 受入れ可能年齢に関しては、6か月から3歳未満ではなくて、6か月未満のこどもたちもぜひ受け入れてほしい。伴走型相談支援だけではセーフティーネットとして不十分。基本的にこれは親への支援であり、でも、こども誰でも通園制度というのは、こどものため、こどもの育ちのための制度。しかも、週に2回、3回保育園に通うことと、1年の間に3回だけ親と会うということで、質や量の違いがある。また、産後ケアもあるじゃないかという声もあるが、これは非常にハードルが高い制度。0歳のセーフティーネットはすごく薄いということを御理解いただきたい。安全配慮上で心配だというのなら、0歳6か月未満の場合は、親子通園を条件にしていきたい。こども誰でも通園制度でようやく0歳の、貧弱なセーフティーネットを強化できるというチャンスがあるにもかかわらず、それを棒に振るということは、我々現場にいる人間としてそれは認められない。
- 対象となる子どもについて、乳幼児期の親子の交流の場を運営させていただいている視点から、0歳児の支援というのが丁寧に、複層的に、重層的に用意されていることがとても大事だと思っている。伴走型相談も、支援メニューにつないでいく、そういった地域資源があまり充実していないというようなこともまだある。産後ケア事業についても、また、養育支援訪問事業等についても、その利用が限定されるところが、まだまだ自治体としては多いのではないかと思う。この検討会だけではなく、成育環境課の事業等も含めて検討していただければと思っている。
- 0歳6か月までの期間について、「伴走型相談支援事業」等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえて0歳6か月から満3歳未満としてはどうか。こども誰でも通園制度の創設を機に、6か月未満のこどもに対する様々な取組を活性化させるべきだと考えている。

第3回検討会での主なご意見

- 6か月からの受入れが万全ではないかと思っている。誰でも通園は万能な制度ではなく、かなりハイリスクな御家庭を月10時間限定の中、もしくはプラスアルファをしたとして受け入れるということは、保育所、事業所にとってはかなりの負担になり、かつ、リスクが大きいものになってくると思う。むしろ産後ケア、伴走型相談支援、こども家庭センター、地域の身近な相談機関、こういうところが一体となってやることなので、そこができていないという課題を誰でも通園で全部受け入れるのは、リスクが高いのではないか。

【③認可手続】

- これから自治体としては条例改正、そして、施設側としては認可の手続、さらには定款の変更等、かなり複雑な作業が待っている。そういう手続によって、例えば手続が間に合わなかったというような場合には、せっかく試行事業をやっていたけれども、それが途切れるということのないように、適切な配慮等お願いしたい。
- 学校法人や社会福祉法人認可の申請については、審査項目が簡素化されると書いてあった。この簡素化について、0、1、2歳児の保育をやったことのない学校法人とか、社会福祉法人にも適用がされるのか。認定こども園についてはそういった施設もあると聞いている。0、1、2歳児の受け入れをしっかりとやっているところを前提として簡素化していただきたい
- なるべく早めに条例等の原案、または、どういった認可手続の場合においては簡素化ができるというものを示していただければありがたい。
- 自治体としては、認可手続の簡素化等の検討も含め、令和7年4月からも継続して実施できるよう準備を進めているところ。今回の審議会への意見聴取が追加されたことにより、また、スケジュール感が厳しいものになっているので、内閣府での公布等につきまして早めの対応を引き続きお願いしたい。
- (認可手続の)簡素化の事務連絡作成の際に、認可経験のない市町村を意識した上で、認可申請に必要な書類自体の説明であったり、または、本事業における需要の充足というものはどのようなものなのかなど、判断基準のポイントを具体的に示していただけるとありがたい。
- 「市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として、市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示してはどうか」と。「どうか」ではなくて、絶対お示していただきたい。

第3回検討会での主なご意見

【④利用方式】

- 定期利用、それから、非定期的な利用を法令上規定はしないことにより、それぞれの事業所が実施しやすい方式を選択できると、保護者の選択も保証する仕組みになるのでよいというふうに思っている。親子通園の期間についても各事業所が設定できるようにしていただくと、保護者の選択の幅がより広がると思っている。

【⑤実施方法】

- 余裕活用型と一般型部についてそれぞれ給付額や配置基準を分けるなど、異なる基準を設けてもよいのではないか。
- 居宅訪問型保育について、園を持っている場合において、園から保育士が行くなら認めるけれども、普通に保育士を派遣することができないというのはかなり限定的な形。ガイドライン等の部分でも構わないので事業の実施の在り方等についてもしっかりと示してほしい。

第3回検討会での主なご意見

【⑥人員配置基準】

- 医ケア児や障害児に関して、専門家のネットワークを活用して取り組んでいくべき。
- 「必要な研修の内容や実施方法の検討を」ということです。有資格者の存在のみが必ずしも「保育の質」を保証していない例もあるので、しっかりと有資格者の資質を支え、そして、その有資格者を支援する人材の資質を高める研修が重要。これについては、ぜひ事業所の皆様のこれまでの経験が生きて、各団体と一緒にあって有効な研修内容や実施方法を具体化していただければと感じている。
- 資格の問題に関して、一時預かり制度と同じ人員配置ということだったのですが、前も言ったように、やはりこどものための制度ということで、より専門性の高い保育士の配置を基本としていただきたい。その上で、現在の保育士不足などを鑑みまして、特例として一時預かりと同じような条件でも可能な制度にしていただきたい。また、この点に関して、より専門性の高い資格の方が関わるということにおいて、質の向上へのインセンティブとして保育士の配置数、例えば半分は保育士でなくてもいいというふうになったとしても、全部保育士で配置している場合などは少し加算するなどして、より専門性の高い人を配置しようというインセンティブを入れていただきたい。
- 保育士資格に関して、やはり有資格者が行うことが、より安心・安全につながると思っはいる、ただ、そこにこだわりすぎてしまうと、地方などでは保育士が1人もいない地域もある。なので、加算に対するインセンティブを付けたりしながらも、より柔軟な対応をしてもよいのではないかと考えている。
- 一時預かりと同様の基準というところに関して異論はないのですが、様々な施設を見ている中で、解釈の違いが発生していると。施設ごと、自治体ごとに解釈の違いがあるというところで、もう少し配置基準というものを具体的に示していただきたい。
- 現在、兼務職員、給付において今後様々な事業だったり給付というものが一つの施設の中で多機能化していくに当たって、どういうふうに職員の配置を考えていくのか。配置基準の考え方が非常に不明瞭になり、解釈の違いというものが存在しています。法人間の兼務の取扱いについては、確認を強化するようということが局長通知で示されているが、同一施設の中で様々な給付を行うときの兼務の考え方が少しわかりづらいと感じる、明確にお示しいただけるとありがたい。（配置基準や賃金管理の観点からも。）
- プラスアルファの配置をしている部分は、保育士の加算で対応するということが考えられるのではないかと考えている。
- 余裕活用型でこども誰でも通園制度を行う場合、本体の施設で保育に従事している者とこども誰でも通園制度に従事する者の役割分担等はどうかあるべきなのか、細かいところをお示しいただきたい。

第3回検討会での主なご意見

【⑦その他】

- 8年度から全国で実施していただくということを考えて、実はこのこと（こども誰でも通園制度）に関心を持っていない自治体はかなりいるのではないかと。令和7年度に、様々な事情でまだ一歩踏み出せていない自治体がどういう実態にあるのかということについては、可能な限り調査する必要があるのではないかと考えている。それは、恐らく供給体制の問題であるとか、人員確保や補助単価の問題以外の自治体の意識、保育に対する意識とか、子育てに対する意識というところが表れてくるのではないかと。月10時間というのは、ポピュレーションアプローチを実施していくときに上限としてはギリギリのところであろうと認識しておりますので、それを全国展開するときの課題をもう一度整理していただくことが大事ではないかと。
- 大規模な都市自治体で、また小規模の町村で、「公正で平等な誰でも通園制度」が実現するために、格差を生まないためにも、ぜひ自治体と事業者の協働による取組が、「地域の実情に応じて進む」ことを支えていただきたい。

第3回検討会での主なご意見

- 委託料に関して、今、年齢に応じた1時間当たりの補助単価というふうに言及いただいているが、運営が今のままだと非常に厳しい。1時間当たりの補助単価という形だと、恐らく成り立たないのではないかと懸念している。加算を設ける、もしくはベースとなる運営費を補助するなど、少なくとも公定価格と同等の収入を得られる仕組みにしていきたい。
- 単価について、予算編成段階を踏まえながら検討ということですが、この辺に関しては、ぜひ頑張ってください。
- 定期利用のみに限定した場合、キャンセルとなった場合、その枠を埋めるのが非常に難しいと感じている。
- 補助単価について、こどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価の設定案について、御提示があった。そのことについては感謝申し上げるとともに、どうしても取り組む事業者が安定的運営をするとすると、固定費等の問題もあるので、ベースとなる基礎的給付も併せて検討いただければというふうに思っている。
- 本事業について、受入れ体制が確保されなければ利用できない制度である。どこでも誰でも利用できる環境を確保するためには、やはり事業所の安定的な運営がある程度確保されるよう、利用者が少なくても、例えば月額開設基本単価を設定されるとか、そういったことの工夫により事業所側の収入を担保していかないと、全国的にどこにおいても実施することが難しいのではないかと考えている。参考までに、本市の9月までの各施設の利用実績で、利用者が一番多い施設のひと月の延べ利用時間数は228時間。これに1時間当たりの単価850円をかけますと19万3,800円、逆に、利用者の少ない施設では2時間の利用であったというのが現状となっております。このような現実を踏まえまして、基本分として単価の設定を御考慮いただければありがたいと考えている。

第3回検討会での主なご意見

- 具体的な補助単価については、予算編成過程で検討するということが、十分な補助額を設定いただくとともに、新たな地方負担が生じることとなると、市町村では財政上対応できないということになるので、国においてしっかり財源確保をお願いしたい。
- 財務当局と短期集中的な折衝を、意欲をもって、法律が制定されているのですから進めていただきたい。そして、「医療的ケア児」、「障害児」、「要支援家庭」のこどもの「加算措置」については、ぜひ獲得していただきたい。これは検討会での合意だということ根拠に頑張ってください。
- 安定的な運営のためには時間単位での換算だけでなく、基礎的給付が必要ではないか。
- 障害児加算の認定について、国の会計検査が行われるということを想定すると、統一された基準に基づき、誰が見ても公正公平な判断がなされることが必要ではないかと思えます。もしかすると、過去にそういう基準が示されたということもあるかもしれないが、その基準がありましたら改めて御提供いただきたい。意見書のひな形があると行政としてはありがたい。
- 今回いろいろな類型で、いろいろなところが自由にできるということで、従うべき基準、保育所であれば面積基準であったり、人員配置基準であったりという、参酌すべき基準を国が提示されて、参酌する基準がとても多い。条例を作るときに、スケジュールが厳しいので、何かお知恵をいただきたいと思ってる。
- また、この制度に係る給付単価はどのように計算されていくのか。まだそこまで設定はなされていないと思うが、そのようなことも配慮しながら単価数などを決めていただければと思う。

第3回検討会での主なご意見

- 記録については、資料の中に盛り込まれるようだが、実践の場の計画はかなり細やか。先生方は、それを基に細やかにこどもたちの援助をしているということ考えたときに、計画ありきとなるとかなり警戒されると思う。また、月10時間の中で、ねらいがあって、それに対する計画・評価を全てセットで考えたときに、やはりなかなか難しいのではないかと考えているので、こども家庭庁としてどのように計画について考えているのかということについて、明示したほうがよいと思っている。
- 小さなこどものことだからこそ、面談をして丁寧にスタートしていくことは大切。障害があるお子さんや要支援家庭は、より丁寧な面談が必要。また、利用を始めてからトラブルが起きないように、キャンセルは必ず連絡を入れるなどの利用の決まり、また、事業所で伝えておくべきことなどの確認もする必要がある。手引は事業者用に作成されるものだと思うが、利用者に対してどのような説明が必要かも、ぜひ盛り込んでいただきたい。
- 誰でも通園利用のこどもが災害時にも守られる体制、例えば、全ての職員が今日は誰でも通園の子が来ているということを知っているとか、災害が起きた場合、保護者にすぐ連絡がつくようなシステムになっているとか、そういうことも各事業所できちんと検討しておくこと。それも手引の管理者の責務に入れていただきたい。
- 要支援の御家庭に対しては誰でも通園で全部を受け入れるのではなくて、手引にもったが、関係機関につないでいく。もしくは通常の保育につなげていくという、そういうフローをつくっていく。そういうことを、自治体の方にも、事業所の方にも理解していただくことが大事ではないか。
- 手引の中でいろいろな施設を排除することなく、多様な施設で、多様な御家庭を受け入れられるような、そういった御指導がいただけるとありがたい。
- 利用方式についての資料内に「こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、定期的でない柔軟な利用方式の例としてお示しすることを想定」とあるが、試行自治体が様々な実践を報告していることをふまえ、試行自治体の実態を反映した説明が有効でないか。

第3回検討会での主なご意見

- 要支援家庭への対応が手引の中で丁寧に書かれているが、伴走型の支援を基本としつつ、エンパワメント、来園時に感謝するなど、ストレングスで強めに焦点を合わせる等、専門的なソーシャルワークに基づいた丁寧な対応の在り方を、今後示していただきたい。
- 制度の意義とか正しい運用方法を全国の自治体に伝えて、しっかりと自治体が意義を理解した上でやれるように力を入れていただきたい。
- こどもの安全ということを考えて、避難訓練やBCP計画、休園基準などは通常の保育と異なる部分であると思う、被災したときに対応が全く慣れていない子どもたちが集まるわけなので、そういった子たちをいかに安全に避難させるかといったような避難訓練の考え方やBCP計画の整備、そういったことについても触れるといいのではないかと感じている。
- 在宅の、まだ保育園等に通っていない子育て家庭については、こども誰でも通園制度を含め、包括的な支援が必要だと思っている。保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等が取り組める地域子育て相談機関というのが、この4月から自治体のほうで整備をしていくようにと求められている。そういった大きな枠組みの中で、トータルでこの体制をしっかりと考えていただきたい。
- 自治体と事業者の実践を踏まえた「手引」としていただきたい。これだけ項目案をいっぱい作っていただいて、ありがたい。それに血を通わせるのは、事業者の皆さんと自治体の実践だと感じる。
- 非常にたくさんの内容を入れてくださっていて、ぜひそれを実施の皆様の自治体、それから、実施現場、各御家庭、手に取っていただきたいと思う一方で、あまりに盛り込みすぎてもなかなか手に取っていただけないということもあると感じる。これまでの低年齢児保育の我々が蓄積してきた資料などもある。子育て支援も、障害児も含めて、そうした資料の活用も併せてこの手引が整えられるとよいのではないかと感じている。
- 「慣らし保育」あるいは「慣れ保育」の在り方については、園の先生方の裁量で、柔軟性を持たせて実施できるよう記載できるとよいのではないかと、実践事例集なども併用するとよいのではないかと。

第3回検討会での主なご意見

- 記録の内容に大きな差が生じないようにするためには、遊び、食事、排泄、午睡等々の項目を立てて、それぞれの中で該当する項目をチェックしていくような方式が記入者にはやりやすいのではないかと思います。そこにどういう選択肢を入れていくのかは検討が必要になるが、そういった方式のほうが取りかかりやすいかなと思います。また、そこでチェックされるのはあくまでも当日の様子ということで、そのこどもの常時の姿を表すものではないことへの共通理解も必要かと思う。
- データ共有の期間については、一度でも利用した事業者等には利用対象者でなくなるまで継続的に状況の共有がされるというのは、0歳から利用したときには結構期間が長くなる場合もあるかと思います。対応方針の中に、利用者の同意が取り消された場合のことにも言及していただいているので、同意を取り消すことができる方向性でぜひ検討していただきたい。
- 利用者に対するシステムの使い方を案内することも必要に、同じことを何度も入力しなくてよいか、そういう利用者にとってのメリットだけを伝えるのではなくて、個人の情報を守るためにどういう仕組みがつけられているか等、同意を取り消すことも可能であるという点についても、ぜひ伝えていただきたい。
- 計画や記録の作成につきましては、「必要に応じて」というぐらいのレベルにさせていただくことにより、保育所以外の施設においても参加する事業所が増えてくるのではないかと。
- 月10時間を超える利用の希望については、一時預かりを利用することになる。総合支援システムで一時預かりも管理できるようになると、保護者が登録した情報が活用できたり、事業所側も負担の軽減になると感じる。将来的な利用料のキャッシュレス化の場合も、一時預かりの利用料も、対応を含めればより便利になるのではないかと。これは10時間を超えた市町村が独自で行う部分の事業も同様に考えられる。また、利用料の減免について、市町村が世帯の所得を確認した上で対象を判断しているが、将来的には、これもシステムを連携することで自動で対象者を限定、または、所得を確認した上で利用者や事業者が減免の利用料金を画面で分かるような形になると、さらに便利になるのではないかと考えている。
- 今、こども家庭庁で進めている「保育現場でのDXの推進に向けた調査研究」では、自治体の皆様の声を傾聴している段階。それと密接にこの「総合支援システム」が連携をして、第一義的に保護者、そして、保育者、自治体職員、地域のネットワークの皆さんの活動を活性化するためのシステムとして、有効なものにしていただきたい。
- 待機児童ではないが、自治体によってはこの制度に対して全然確保策がなっていない、使えてない児童の時間が何人だみたいな感じで、また自治体間競争みたいな発表をされて、使えてない時間帯がみたいな形になる。実際にできるところとできないところが出てくるので、そういうことが起こらないかどうか、システムが導入されたときに非常に懸念点があるので、その辺の考え方もお示ししていただきたい。
- 幼稚園に通う方々は、保育所に進む方々と違って、行政に対して利用の、何か認可、認定をいただくということはちょっと敬遠する。私たちは、僕たちは違うのだという御家庭が多いという実感を持っている。なので、利用に関しては、直接契約ということになっているので、基礎自治体の皆さんが事務の中で、簡易な方法で利用できるような総合支援システムの在り方を御検討いただきたい。